

### 公表対象随意契約一覧

| 物品等又は役務の<br>名称及び数量    | 随意契約担当部課<br>の名称及び所在地                       | 随意契約を<br>締結した日 | 随意契約の相手方<br>の氏名及び住所                           | 随意契約に係る<br>契約金額(税込) | 随意契約による<br>こととした理由   | その他必要<br>な事項(備考) |
|-----------------------|--|----------------|---|---------------------|--|------------------|
| 超音波診断装置<br>探触子 一式     | 東京都渋谷区広尾4-1-22<br>日本赤十字社医療センター<br>契約・購入管理課 | 平成28年 2月10日    | 日立アロカメディカル株式会社<br>東京都千代田区外神田4-14-1            | 5,778,000円          | 既存の装置の付属品であり、<br>メーカー競争できないことから、<br>日本赤十字社会計規則第36条<br>第3項の契約の性質又は目的が<br>競争を許さないに該当するた<br>め、随意契約とするものである<br>こと。   |                  |
| 定期建物賃貸借契約             | 東京都渋谷区広尾4-1-22<br>日本赤十字社医療センター<br>契約・購入管理課 | 平成28年2月25日     | 株式会社公営社<br>東京都新宿区百人町2丁目21-1                   | 4,212,000円          | 霊安室業務を委託している業者<br>であり、現在の業務内容及び契<br>約金額を評価し、日本赤十字社<br>社会計規則第36条第3項の契約<br>の性質又は目的が競争を許さ<br>ないに該当するため、随意契約<br>とするものであること。  |                  |
| 端末及びサーバ用ウ<br>イルス対策ソフト | 東京都渋谷区広尾4-1-22<br>日本赤十字社医療センター<br>契約・購入管理課 | 平成28年2月5日      | 富士通株式会社<br>東京都港区東新橋1-5-2<br>汐留シティセンター         | 1,219,579円          | 電子カルテシステムの業者が富<br>士通株式会社あるため、日本赤<br>十字社会計規則第36条第3項<br>の契約の性質又は目的が競争<br>を許さないに該当するため、随<br>意契約とするものであること。  |                  |
| 医療情報システム運<br>用業務委託    | 東京都渋谷区広尾4-1-22<br>日本赤十字社医療センター<br>契約・購入管理課 | 平成28年 1月29日    | 株式会社富士通エフサス<br>東京都中央区銀座7-16-12<br>G-7ビルディング6F | 1,404,000円          | 電子カルテ納入業者の下請け<br>会社であり、現在電子カルテの<br>保守業務を委託している業者と<br>同じである。そのため各種情報<br>をすでに保有していることから、<br>競争に付するのが不利と認めら<br>れる場合に該当するため、赤十<br>字社会計規則第36条第3項の<br>規定に基づき随意契約とする。 |                  |
| 超音波内視鏡シス<br>テム 一式     | 東京都渋谷区広尾4-1-22<br>日本赤十字社医療センター<br>契約・購入管理課 | 平成28年3月7日      | 富士フィルムメディカル株式会社<br>東京都港区西麻布2-26-30            | 22,896,000円         | 同等の性能を持つものが他製<br>造者にはないものであり、日本赤<br>十字社会計規則36条第3項の<br>契約の性質又は目的が競争を<br>許さないに該当するため随意契<br>約とする。   |                  |

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。